

令和4年の省エネ法改正によるエネルギー使用量の算定に係る過去問の解答変更内容

令和4年度

問題1(3) 変更なし

令和3年度

問題1(2) 変更なし

令和2年度

問題1(2)

1) 前年度に使用したエネルギー使用量を『法』で定めるところにより原油の数量に換算した量は、化学工場が **16280** キロリットル、本社事務所が **645** キロリットルとなり、この事業者のエネルギー使用量は、化学工場と本社事務所のエネルギー使用量の合計であり、その量から判断して、この事業者は特定事業者に該当する。

【解説】

化学工場の原油換算エネルギー使用量

$$(96000+5000+530000) \times 0.0258 = 16279.8 \approx \mathbf{16280} [\text{kL}]$$

プラスチック廃棄物が対象となっている。一方、地中熱は従来どおり対象外とされている。

本社事務所の原油換算エネルギー使用量

$$(22000+3000) \times 0.0258 = \mathbf{645} [\text{kL}]$$

事業者全体

$$16280+645=16925 [\text{kL}]$$

2) 3) 変更なし

令和元年度

問題1(2) 変更なし

平成30年度

問題1(2) 変更なし

平成29年度

問題1(2)

1) 前年度に使用したエネルギー使用量を『法』で定めるところにより原油の数量に換算した量は、工場が **13106** キロリットル、本社事務所が **1574** キロリットルとなる。

2) 変更なし

【解説】

工場は、令和4年の改正以前はa、c、eが対象であるが、令和4年の省エネ改正により、b：木材チップが追加されるようになった。

本社事務所は、令和4年の改正以前はfが対象であるが、令和4年の省エネ改正により、g：太陽光発電（非化石エネルギー）が追加されるようになった。

工場の原油換算エネルギー使用量

$$(220000+28000+75000+185000) \times 0.0258 = 13106.4 \div \mathbf{13106} \text{ [kL]}$$

本社事務所の原油換算エネルギー使用量

$$(55000+6000) \times 0.0258 = 1573.8 \div \mathbf{1574} \text{ [kL]}$$

事業者全体

$$13106.4 + 1573.8 = 14680.2 \div 14680 \text{ [kL]}$$

平成28年度

問題1 (2)

1) この食品製造工場が前年度に使用した『法』で定めるエネルギー使用量は、前述のa～eのうちaとcとdとeを合算することになる。

【解説】

令和4年の改正以前はaとeであるが、令和4年の省エネ改正により、c：プラスチック廃棄物、d：風力発電（非化石エネルギー）が追加されるようになった。

2) この事業者の原油換算エネルギー使用量は **3844** キロリットルであり、この事業者は、『法』で定めるエネルギー使用量から判断して特定事業者該当する。

【解説】

食品製造工場の原油換算エネルギー使用量

$$(64000+8000+4000+50000) \times 0.0258 = 3250.8 \text{ [kL]}$$

本社事務所の原油換算エネルギー使用量

$$(20000+3000) \times 0.0258 = 593.4 \text{ [kL]}$$

事業者全体

$$3250.8 + 593.4 = 3844.2 \div \mathbf{3844} \text{ [kL]}$$

平成27年度

問題1 (2)

1) この事業者全体での、前年度に使用したエネルギー使用量を『法』で定めるところにより原油の数量に換算した量は、**3304** キロリットルとなり、この事業者は、そのエネルギー使用量から判断して特定事業者に該当する。

【解説】

令和4年の改正以前はa、b、cが対象であるが、令和4年の省エネ改正により、f：太陽光発電（非化石エネルギー）が追加されるようになった。

食品工場の原油換算エネルギー使用量

$$(48000+38000+25000+2000) \times 0.0258 = 2915.4 \text{ [kL]}$$

本社事務所の原油換算エネルギー使用量

$$15000 \times 0.0258 = 387 \text{ [kL]}$$

事業者全体

$$2915.4 + 387 = 3302.4 \div \mathbf{3304} \text{ [kL]}$$

2) 変更なし

平成26年度

問題1 (2)

この事業者全体での、前年度に使用したエネルギー使用量を『法』で定めるところにより原油の数量に換算した量は、**5108** キロリットルとなり、この事業者は、そのエネルギー使用量から判断して特定事業者に該当する。

【解説】

令和4年の改正以前はa～fのうちcの木材チップを除外したものが対象であるが、令和4年の省エネ改正により、木質チップも追加されるようになった。

圧延工場の原油換算エネルギー使用量

$$(50000+60000+20000) \times 0.0258 = 3354 \text{ [kL]}$$

精整加工工場の原油換算エネルギー使用量

$$(40000+20000) \times 0.0258 = 1548 \text{ [kL]}$$

本社事務所の原油換算エネルギー使用量

$$8000 \times 0.0258 = 206.4 \div \mathbf{206} \text{ [kL]}$$

事業者全体

$$3354 + 1548 + 206 = 5108 \text{ [kL]}$$